

第15回独立行政法人評価委員会農業分科会 議事要旨  
農業分科会事務局

1. 日時：平成17年2月14日(月) 13:29~15:54
2. 場所：三田共用会議所第4特別会議室
3. 出席者：井上眞理委員、手島忠委員、徳江陞委員、日和佐信子委員、松本聰委員、萬野修三委員、向井文雄委員、渡邊紹裕委員、清野英二臨時委員、忠聡臨時委員、石田裕美専門委員、岡智専門委員、菊池一郎専門委員、佐々木珠美専門委員、佐藤洋一専門委員、高橋英三専門委員、高橋芳幸専門委員、武田恭明専門委員、田嶋一専門委員、土居則子専門委員、長尾美奈子専門委員、中嶋康博専門委員、長沼建一郎専門委員、深見元弘専門委員、佛田利弘専門委員、松井徹専門委員
4. 議事
  - (1) 審議事項
    - 分科会長選任
    - 分科会長代理の指名
    - 各担当プロジェクトチーム(P.T)案について
    - 役員に対する報酬等の基準の変更について(家畜改良センター、農林漁業信用基金)
    - 肥飼料検査所の中期計画の変更について
    - 農薬検査所の中期計画の変更について
    - 種苗管理センターの中期目標等の変更について
    - 家畜改良センターの中期計画の変更について
    - 農畜産業振興機構の中期計画の変更等について
    - 農林漁業信用基金の業務方法書の変更等について
    - 水資源機構の中期計画等の変更について
    - 評価基準について
  - (2) 報告事項
    - 見直し前倒し検討10法人の中期目標期間終了時の見直しについて
    - その他(今後の予定等)

## 5. 議事概要

### (1) 審議事項

#### 分科会長選任及び 分科会長代理の指名

委員の互選により松本委員が分科会長に選任された。松本分科会長は、分科会長代理に徳江委員を指名した。

#### 各担当PT案について

分科会長より各担当PT案については、基本的に昨年までと同様としてはどうかとの提案があったが、農業者大学PTの委員より、今後もPT委員としての責を全うできるか否かわからないので、取扱いを留保したい旨の発言があった。分科会長からは、そうした意見については、分科会として今後も真摯に議論していきたい旨説明し、今後の評価基準等の見直し及び実績評価については、各PTにおいて審議することとする旨了承された。

#### 役員に対する報酬等の基準の変更について（家畜改良センター、農林漁業信用基金）

家畜改良センター理事及び農林漁業信用基金理事長より資料に沿って説明があり、承認された。

#### 肥飼料検査所の中期計画の変更について

肥飼料検査所理事長より資料に沿って説明があり、承認された。

#### 農薬検査所の中期計画の変更について

農薬検査所理事長より資料に沿って説明があり、承認された。

#### 種苗管理センターの中期目標等の変更について

種苗課長より中期目標の変更について資料に沿って説明があり、承認された。また、種苗管理センター理事長より中期計画及び業務方法書の変更について資料に沿って説明があり、この方向で承認することとされ、今後の細かい文言の調整については、分科会長に一任された。

#### 家畜改良センターの中期計画の変更について

家畜改良センター理事より資料に沿って説明があり、承認された。

#### 農畜産業振興機構の中期計画の変更等について

農畜産業振興機構理事長より中期計画及び業務方法書の変更につ

いて資料に沿って説明があり、承認された。引き続き農畜産業振興機構理事長より短期借入金の借換えについて説明があり、今後借入れが必要な額が確定した段階で、郵送により諮問、答申の手続きを進めることとする旨了承された。

#### 農林漁業信用基金の業務方法書の変更等について

農林漁業信用基金理事長より業務方法書の変更及び短期借入金の借換えについて資料に沿って説明があり、業務方法書については、今後関係省庁等との調整を了し内容が確定した段階で、また、短期借入金の借換えについては、借入れが必要な額が確定した段階で、それぞれ郵送により諮問、答申の手続きを進めることとする旨了承された。

#### 水資源機構の中期計画等の変更について

水資源機構理事より中期計画及び業務方法書の変更について資料に沿って説明があり、今後変更内容について関係省で検討・調整を行った上、具体的記載内容が確定した段階で、郵送により諮問、答申の手続きを進めることとする旨了承された。

#### 評価基準について

事務局より、現在A、B、Cの3段階評価を基本としている評価基準について、他省の評価手法も勘案し、法人の更なる努力を引き出すようインセンティブを与えることを目的に、中項目、大項目および総合評価にA評価の上位評価としてS評価を、C評価の下位評価としてD評価を新たに設けることにより、全体で5段階の評価基準となるよう見直しを行ってはどうか提案したところ、委員から下記のとおり意見があった。

- ・ 評価を行う最小単位である小項目（指標）についても、S、D評価をおくことが不可能なものを除き、原則として5段階評価とすべき。最小単位で具体的理由を付してA評価を超える（C評価を下回る）評価を与えることとしなければ、中項目等の評価理由が曖昧になる。
- ・ 評価基準の他の分科会との並びはどうなっているのか。
- ・ 前回の委員会でも議論になったが、評価基準が5段階になれば業績勘案率の算定式も見直されることになるのか。

これに対して、事務局より次のとおり回答した。

- ・ 前回の委員会でも議論となったが、評価基準の見直しについては各分科会の判断によることとなった。

- ・ 評価基準を5段階にするということになれば、算定式を決定している委員会で見直しを検討いただくこととなる。

結果、委員からの修正意見を踏まえ、今後各PTにおいて検討し、次回の農業分科会で検討結果を報告することとされた。

## (2) 報告事項

見直し前倒し検討10法人の中期目標期間終了時の見直しについて文書課長より、前倒しで見直しが行われた10法人の中期目標期間終了時の見直しについて、資料に沿って説明を行った。また、農業者大学校の見直しについては、法人所管課から以下のとおり説明を行った。

### (女性・就農課長)

- ・ 農業者大学校については、本分科会での議論を踏まえ、継続的な事務及び事業の実施の必要性について、総務省等に対し説明を行ってきたが、恒常的な定員割れやコストが割高となっている現状について、十分な理解を得ることができなかった。そうした状況の中で、今般決定した見直し内容により、今後とも担い手育成機能を維持していくことが最も適切と判断し、決定した。今後は、地域で指導的役割を担う人間形成といったこれまでの農業者大学校の教育の特徴を活かしつつ、加えて農業・生物系特定産業技術研究機構において開発された先端的農業技術及び先進的経営手法など、今日的なニーズに応えられるような教育を行ってまいりたい。

これに対して 委員から以下のような意見があった。

- ・ 農業者大学校の見直しについては、昨年8月の本分科会での議論と最終的な見直し内容との間に乖離があるが、総務省等との協議内容に関し、農水省からきちんとした説明を受けてこなかった。
- ・ 今次見直しでは先端的な農業技術という言葉が多用されているが、地域農業の担い手育成機関として農業者大学校をどのように位置付けていくのかについての確たるビジョンが欠如しているのではないか。
- ・ 地域農業の中核的な担い手を育成する機関として農業者大学校を位置付けるためには、対外的にも認められる資格の付与も重要であり、また、今後のカリキュラム作成等においてもそうした面での整理及び配慮が必要。

以上のような委員からの意見を受け、女性・就農課長より、非常に短期間のスケジュールで判断し結論を出さざるを得ない状況の中で、PT委員等に対する事前説明がきちんと出来なかったことなど反省すべき点も多いが、今

後さらに、地域リーダー育成のための新たな教育内容や、魅力ある学校とするための方策について鋭意検討していきたい旨説明した。

なお、分科会長からも、評価委員会の存在意義を踏まえ、可能な限り正式な場で十分な議論ができるようにすべき旨の要望があり、文書課長から、厳しいスケジュールの中でも、今後はそうした点について出来るだけ配慮していきたい旨回答した。

その他、委員から、「委員、臨時委員、専門委員の役割分担を明確化が必要なのではないか」との意見があり、事務局から「委員、臨時委員は諮問等について審議し議決する。専門委員は、専門的見地から議決の参考となる意見を述べるという分担となっている」旨回答した。

その他（今後の予定等）

総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの平成15年度業務実績評価に対する意見の対処方針について

- ・分科会長より、今後各PTにおいて評価を行う際に対処いただきたい旨発言があり、了承された。

委員から会議資料の合理化等について提案があった。

- ・会議資料は毎回事前に送付され、会議当日もおおむね同じ資料が配付されているが、事務局作業の負担軽減、用紙代削減等の観点から、今後は各委員が事前送付された資料を持参することとし、会議当日には資料送付後に変更されたもののみを差し替え配布することとしてはどうか。

事務局から、次回の農業分科会は5月から6月上旬に開催し、法人の評価基準の決定等について議論する予定である旨説明し、閉会した。

（以上）